

イスラエル

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (二国間共助)
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 嘴託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、ヘブライ語、英語、アラビア語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2 通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ヘブライ語、英語又はアラビア語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 嘴託書 (管轄裁判所あて一へ ブライ語、英語又はアラビア語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (ヘブライ語、英語又はアラビア語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期間※	3箇月	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 Administration of Courts 所在地 Legal Assistance to Foreign Countries 22 Kanfei Nesharin St. Jerusalem 95464, Israel		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託府に送達結果を通知するまでの所要期間（A ルートについて、平成 26 年度に嘱託した例（1 件）の所要期間）を記載しましたが、同一国に対し、同一路由で嘱託しても期間にかな

りの差が出ることがあります。